配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正案に関する意見募集の結果について

令和５年７月
内閣府男女共同参画局

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正案について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

１．実施方法
（１）募集期間：令和５年５月 24 日（水）から同年６月 22 日（木）まで
（２）提出方法：インターネット上のメールフォーム又は郵送にて

２．実施結果
（１）寄せられた御意見の数：６件
（２）寄せられた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり

３．公布日・施行期日
公布日：令和５年９月（予定）
施行期日：令和６年４月１日（月）

（別紙）

No	項目	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	第２の２	1.緊急対応体制の整備: 被害者が緊急に保護や支援を必要とする場合に備えて、警察や緊急連絡先の整備が必要です。被害者は自身の安全を確保するために、警察や適切な支援機関に連絡できるようにすることが重要だと思う。 2.匿名の通報とサポート、被害者が安全に連絡を取ることができる匿名の通報システムやヘルプラインを提供することが重要で、被害者は自分の身元を明かすことなく、暴力の報告や支援を求めたり。 3.住居や避難施設の提供、被害者が安全な場所に避難できるように、一時的な住居や避難施設の提供が必要です。 4.法的保護と制裁措置、法的な保護を提供し、暴力行為を行った配偶者に対して制裁を課すことが重要です。法執行機関は被害者を支援し、被害者に対する暴力行為を行った者を厳しく取り締まる必要があります。 5.心理的・社会的サポートの提供が必要だと思う。 6.NPO 法人や弁護士に言われて、この様な嘘をついての子供の連れ去りなどの行動が深刻な問題です。未来の子供たちのためにも厳重な処罰が必要だと思う。	法律の規定に関する御意見を除き、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改正の検討において参考にいたします。
2	第２の８	１．本方針案に賛同する。たたし，本基本方針案の第２の８「保護命令制度の利用について」下記の意見があります。 ２．保護命令の申立人を被害者に限定している法第 10 条１項の規定では狭くて被害者に十分な保護ができないという懸念があるためだと推定する。被害者の感情として暴力を振るう配偶者に対しては怖いので，離れたい，暴力を止めてもらいたいとパニック状態になり裁判所に保護命令の申立てをする余裕がないということがあり得ると想定される。このような被害者を救うために保護命令の申立権者として第三者を加えることに関しては，被害者の保護のために有益であり適切と考える。 　そこで，被害者の状態と感情を理解し利益を考えて行動（保護命令申立）できる相応しい第三者を選択しなければばらない。 　先ず，第一に被害者と同居し生活を共にして当該夫婦（事実婚を含む）の状態を良く知悉している近親者である。近親者でも広くなり過ぎない範囲で被害者と同居し生活している三親等内の親族とすることにしたらどうであろうか。ただし，親族が保護命令の申し立てをするには，被害者本人の同意を要件とする。なお，三親等内の申立人は 15 歳以上であることが必要である。	法律の規定に関する御意見を除き、基本方針の改正の検討において参考にいたします。

		また，申立人が 15 歳未満であるときや被後見人であるときは，その法定代理人の同意が必要となる。 ３．保護命令の有効期間は現行の法定事項とするが，裁判所は保護命令において法定の範囲内で期間を定めるとすることに改め，さらに，保護命令で裁判所が定めた期間を延長する必要があるときは，申し立により期間の延長ができることにして裁判所の関与を拡大すべきと考える。現行の保護命令及び接近禁止命令の期間は短すぎるという意見を採り入れ改正すべきと考える。 ４．保護命令申立書と保護期間延長申立書には希望期間を必要記載事項とする。 裁判所は，保護命令の期間については，申立人の申立書記載の期間に拘束されるものとする。これに対して，申立人の求める保護命令期間に拘束されずに裁判所が決定する考え方もあり得るが，原則として申立人の求める期間内とするのが妥当と思う。 理由としては「法は家庭に入らず」の原理が存在して個人の生活圏内はプライバシーが最も濃密であり人権が尊重されなければならないものであるから，個人の意思，希望を優先（利益と公益の両者が交錯する接点）させるのが妥当と考えた。 ５．因みに，司法統計年報（令和和 4 年速報版）に依ると配偶者暴力に関する保護命令事件は，令和 3 年は 1730 件，同 4 年は 1431 件で減少している。これとは逆に，暴力防止と被害者の保護対策を慎重に改善しなければならない。 以上	
３	第２の６	一時保護については、婦人相談所の措置という行政処分の枠組みにとらわれず、被害者の意思を尊重するとともに、市町村や民間の支援団体の判断で柔軟に保護できるように明記すべきである。 現状における一時保護は、配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）の中でも都道府県の婦人相談所の業務とされているところ、決定過程における行政裁量の余地が大きいため、行政の判断過程や一時保護所での支援内容がブラックボックス化し、利用する当事者の権利擁護の視点に欠ける結果となっている。ＤＶ防止法にも一時保護期間や支援内容等につき、何ら定めがない。 一時保護所への入所にあたり、退所後の見通しも立たないまま、行動や通信の自由を制限する厳しい規則（通勤・通学はできない、携帯電話は預かる、荷物検査、外出規制等。）の遵守を求められるため、入所を躊躇する被害者も多い（子どもを同伴する場合も多いが、子どもが施設での規制や生活に耐えられなくなることも多い。）。	法律の規定に関する御意見を除き、基本方針の改正の検討において参考にいたします。

		民間の支援団体は、ＤＶ被害者の支援に重要な役割を果たしているが、 ＤＶ防止法上は一時保護の委託先としての位置付けしかなく、国及び地方 自治体の民間の団体に対する財政的な援助は、努力義務でしかない。 市町村や民間の支援団体の判断で柔軟に保護できるように明記し、また財政的支援についても明確にすべきである。	
４	第２の７	被害者の自立支援が国の責務であることを更に具体化し、被害者の支援についての地域間格差を是正するため、国が、地方自治体における支援コーディネーター（婦人相談員）の配置基準や研修制度、待遇等を含め、支援の最低基準を定め、そのための財政的措置を保障する義務を明記すべきである。 ＤＶ防止法２条は、被害者の自立支援を国及び地方自治体の責務であると規定するが、独自の中長期にわたる総合支援システムは創設しなかった。 同法は、配暴センターをＤＶ被害者に対する相談支援の中核組織と位置付けているが、都道府県の配暴センターは福祉的機能を持たず、その支援は緊急時の安全確保のための対応が中心で中長期支援までは対応できていない。被害者と同伴する子が緊急時を脱した後の生活再建、自立支援に必要な具体的な措置については、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の現行法制度を利用して支援を行うことを福祉事務所等の努力義務とするのみで、地方自治体の政策に任せてしまっている（同法８条の３）。現行の基本方針でも、被害者の生活支援は福祉事務所の自立支援員が中心になって行うよう求めているにすぎない。 地方自治体によっては、市区町村に配暴センターを設置し、婦人相談員を配置し、関係機関との連携を積極的に図り、中長期的にも同行支援などのきめ細かな支援体制を構築し、ＤＶ被害者のためのワンストップセンター的な役割を果たしているところもある。それでも、配暴センターの支援方針、婦人相談員の熱意、経験や知見、専門性の有無によって支援の濃淡に相当のばらつきがある。まして、配暴センターを設置せず、婦人相談員もいない市町村では、非常勤の職員に自立支援員と婦人相談員を兼務させるなど、緊急時を脱した被害者が得られる支援は乏しい。このように、地域間の支援体制には大きな格差が生じている。 ＤＶ被害者が安全を確保しつつ自立を果たすまでには、複数領域にわたる丁寧できめ細かな支援が長期間必要である。ＤＶによる心身へのダメージはしばしば重篤で、健康被害、特に鬱や複雑性ＰＴＳＤなど人格の変成に至るような影響を受けていることもある。加害者による経済的・社会的活動への制限や、ＤＶからの避難・転居に伴う生活基盤や社会的経済的資源の喪失などにより、新たな環境への適応に支障を生じていることも少なくない。また、ＤＶ被害者が直面する課題は、多岐にわたる。例えば、児童	法律の規定に関する御意見を除き、基本方針の改正の検討において参考にいたします。

		扶養手当は離婚成立時まで受給できないケースがほとんどであるなか、加害者への婚姻費用の請求や離婚、面会交流を含む子どもの監護紛争といった法的課題、精神疾患、疾病等の治療や療養やカウンセリングの課題、生活困窮や借金などの経済的課題がある。保育所や転校、生活保護申請等の行政手続も行わなければならないし、子どもの精神疾患や不適応への対応、加害者からのつきまといや居場所探索への対応が求められることもある。身体障がい・知的障がい・発達障がいなどの障がいを抱える者もいるし、外国人の場合には在留資格などの問題もある。しかしこれらに直面する被害者が、ＤＶにより精神的ダメージを受けていれば、自身でこれらの課題に取り組む負担が非常に大きく、手厚い支援がないとあきらめてしまうことになる。 被害者が、できるだけワンストップで多方面から適時適切な支援の提供を受けるためには、被害者のアクセスしやすい地域において、安全確保に十分目配りしつつ、被害者の立場に寄り添って相談を受け、必要な支援を選び出し、コーディネートする支援機能が必須である。そして、適時適切な支援、関係機関との連携のためには、ＤＶについての深い理解とＤＶ被害者特有の心理状態を踏まえた対応、就労、住居、福祉制度に関する知識や連携先との緊密な信頼関係などが求められる。しかし、現在、このような支援コーディネーターとしての役割を担う婦人相談員は、ほとんどが非常勤で身分の保障がない。そのため、被害者の保護・支援に不可欠な経験や知見が蓄積しにくく、専門性の確保も行政の継続性確保も困難である。経験や知識が不足した相談員では、被害者に適切な支援を提供できないだけでなく、二次被害を与える危険さえある。 したがって、被害者がＤＶ被害から回復する権利を保障するためには、支援コーディネーター（婦人相談員）の配置基準等、被害者に対する中長期支援の内容や水準の最低基準を法律に明記するとともに、婦人相談員については、専門性と継続性の確保に必要な安定した待遇の保障を行うべきである。 また、そのためには一定の予算の裏付けもまた必要となることは必定であり、国による財政的援助が不可欠であって、財政的措置の保障についても明記すべきである。	
５	第２の 11	改正刑法において、配偶者間のわいせつな行為又は性交等についても処罰対象であることが明記されたところ、その趣旨及び内容について社会一般に周知を図ることを明記すべきである。 去る２０２３年６月１６日に可決成立した改正刑法第１７６条及び第１７７条においては、婚姻関係の有無にかかわらず、８つの典型的行為又は事由（暴行又は脅迫、心身の障害、アルコール又は薬物の摂取、睡眠その他意識不明瞭、暇がない、予想と異なる事態に恐怖又は驚愕、虐待に起因する心理的反応、経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益の憂慮）により、同意しない意思	基本方針の改正の検討において参考にいたします。

		の形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じてわいせつな行為又は性交等を行った者は、配偶者間であっても処罰対象であることが明記された。その趣旨は、一般社会のみならず、司法関係者の間にも、パートナー、配偶者、内縁などの関係にある者同士の性的行為には同意があるはずであるというバイアスがあり、そのような関係にある者同士の間でも性犯罪が成立することが法律に明示されていないことが、被害届の受理、起訴、有罪の事例の少なさに影響していること、ＤＶに対する厳格な対応という意味で適切な運用がなされるよう、配偶者間の不同意性交等が処罰対象になることを条文に明記すべきであるというところにある。ついては、本刑法改正の趣旨及び内容について社会一般に周知を図ることを明記すべきである。	
６	第２の 11	義務教育課程及び高等学校等において、ＤＶ防止教育を行い、授業時間が必ず確保されるようカリキュラムが組まれるべきことを明記すべきである。 ＤＶの防止のためには、将来、加害者にも被害者にもなり得る可能性のある子ども達に対し、個人の尊重と平等の理念に基づき早期にＤＶ防止に向けた教育を行う必要がある。 近年、民間活動や学校現場の取組として、中学生・高校生などに向けた「デートＤＶ防止」講座が広がりを見せている。 身体的暴力に限らないＤＶの実態やＤＶのメカニズムの理解は、ＤＶ加害の抑止や、被害者本人及び周囲の人のＤＶ被害の早期認識と相談にもつながる。直接暴力を振るわれている場合だけでなく、ＤＶにさらされている環境からの早期離脱にもつながり得る。ＤＶの連鎖を断ち切る一助ともなり得る。 ＤＶという支配形態が、交際や婚姻など親密なパートナーとの関係形成のはるか以前から学習されていることを踏まえれば、早期教育は、ＤＶを防止する上で高い効果も期待される。 英国においても中等教育課程でかかる教育が義務化されている。	法律の規定に関する御意見を除き、基本方針の改正の検討において参考にいたします。